

付 議 第 2 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

別紙

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

四万十町	米奥小学校	平成22年 4 月 1 日
	若井川小学校	平成18年 3 月20日
	田野々小学校	令和 4 年 4 月 1 日
	大奈路小学校	平成18年 3 月20日
	北ノ川小学校	〃
	十和小学校	令和 7 年 4 月 1 日
	昭和小学校	平成22年 4 月 1 日
	北ノ川中学校	平成18年 3 月20日
	十和中学校	令和 7 年 4 月 1 日
	昭和中学校	平成22年 4 月 1 日
	大正中学校	令和 4 年 4 月 1 日
	四万十町立大正学校給食センター	〃
	四万十町立十和学校給食センター	平成22年 4 月 1 日

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の統廃合に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

※へき地等学校等とは

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び共同調理場。

へき地等学校等に勤務する職員等には、へき地手当等が支給される。

2 施行期日

この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

（へき地学校等）

第2条 条例第15条第1項に規定するへき地学校等は、別表第1の第1欄に定める級地及び同表の第2欄に定める所在市町村ごとに同表の第4欄に定める指定日に指定した同表の第3欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村		3 小学校、中学校、 義務教育学校及び共 同調理場	4 指定日
1 級	略		略	略
	高岡郡	四万十町	米奥小学校 若井川小学校 田野々小学校 大奈路小学校 北ノ川小学校 <u>土和小学校</u> 昭和小学校 北ノ川中学校 <u>土和中学校</u> 昭和中学校 大正中学校 四万十町立大正学校	平成22年4月1日 平成18年3月20日 令和4年4月1日 平成18年3月20日 " <u>令和7年4月1日</u> 平成22年4月1日 平成18年3月20日 <u>令和7年4月1日</u> 平成22年4月1日 令和4年4月1日 "

旧

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

（へき地学校等）

第2条 条例第15条第1項に規定するへき地学校等は、別表第1の第1欄に定める級地及び同表の第2欄に定める所在市町村ごとに同表の第4欄に定める指定日に指定した同表の第3欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村		3 小学校、中学校、 義務教育学校及び共 同調理場	4 指定日
1 級	略		略	略
	高岡郡	四万十町	米奥小学校 若井川小学校 田野々小学校 大奈路小学校 北ノ川小学校 <u>土川小学校</u> 昭和小学校 北ノ川中学校 <u>土川中学校</u> 昭和中学校 大正中学校 四万十町立大正学校	平成22年4月1日 平成18年3月20日 令和4年4月1日 平成18年3月20日 " <u>"</u> 平成22年4月1日 平成18年3月20日 <u>"</u> 平成22年4月1日 令和4年4月1日 "

			給食センター 四万十町立十和学校 給食センター	平成22年 4 月 1 日
	略			
2 級～ 5 級 略				

			給食センター 四万十町立十和学校 給食センター	平成22年 4 月 1 日
	略			
2 級～ 5 級 略				

議案第 75 号

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

四万十町立小学校及び中学校設置条例（平成18年四万十町条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「四万十町立十川小学校」を「四万十町立十和小学校」に改める。

別表第 2 中「四万十町立十川中学校」を「四万十町立十和中学校」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

（平成 16 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等及び特別の地域に所在する学校等を指定するものとする。

（へき地学校等）

第 2 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校等は、別表第 1 の第 1 欄に定める級地及び同表の第 2 欄に定める所在市町村ごとに同表の第 4 欄に定める指定日に指定した同表の第 3 欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

（へき地学校に準ずる学校等）

第 3 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第 2 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

（特別の地域に所在する学校等）

第 4 条 条例第 15 条の 2 第 1 項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第 3 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校及び共同調理場とする。

○公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（昭和 29 年 7 月 12 日条例第 37 号）

（へき地手当）

第 15 条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場（以下「へき地学校に準ずる学校等」という。）に勤務する職員には、へき地手当を支給する。

（へき地手当に準ずる手当）

第 15 条の 2 職員が学校若しくは共同調理場（以下この条において「学校等」という。）を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等（以下この条において「へき地等学校等」という。）に該当するときは、当該職員には、当該異動又は学校等の移転（以下この条において「異動等」という。）の日から 3 年以内の期間（当該異動等の日から起算して 3 年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に 3 年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額額の 100 分の 4 を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。